

## 西宮市保育施設安全対策委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 西宮市の保育施設における安全性の向上を図るため、西宮市保育施設安全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その構成及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、保育施設での危機事案等についての検証を行うとともに、保育の安全にかかる助言を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員4名で組織する。

- 2 委員は有識者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから充てることとする。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長が事故にあったとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (報償費)

第6条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

- 2 前項の報償費は、出席に応じてその都度支給する。
- 3 委員のうち国及び地方公共団体に属する常勤の職員であるものに対しては、報償費を支給しない。
- 4 委員の報償費の額は、日額12,400円とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども支援局子育て事業部保育所事業課において処理する。

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。